

千葉県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例の 制定について

千葉県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第一条 県は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウン及び事前キャンプ地（以下「ホストタウン等」という。）において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の対策の実施に資するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により、千葉県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、ホストタウン等において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症の対策の実施に資する事業の資金に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率

を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号口中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ハ中「収用委員会の委員」の下に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において海区漁業調整委員会の委員である者で、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四百四十三条第三項の規定により施行日以後引き続き当該委員の職務を行うものの県に対する損害を賠償する責任を免れさせる額については、なお従前の例による。

議案第五十一号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三十五号の四下欄中「茂原市」の下に「及び南房総市」を加え、同表第六十号上欄ル中「第六十条の二第一項第三号」の下に「、第六十条の二の二第一項第二号及び第三項ただし書」を加える。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法（昭和二十七年法律第八十号）に基づくものの項第三十二条第一項第一号に掲げる工作物に係る道路占用料の目から政令第七条第十三号に掲げる施設に係る道路占用料の目までを次のように改める。

第三十二条第一項第一号に掲げる工作物に係る道路占用料					第一種電柱					第二種電柱				
第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき
千二百円	九百二十円	七百四十円	六百六十円	六百四十円	千九百円	千四百円	千四百円	千円	九百八十円					

第三種電話柱		第二種電話柱					第一種電話柱					第二種電柱				
第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第一級地
一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき
二千五百円	九百十円	九百五十円	千円	千三百円	千八百円	五百七十円	五百九十円	六百六十円	八百三十円	千円	千三百円	千三百円	千五百円	千九百円	二千六百円	

				共架電線その他上空に設ける線類					その他の柱類			
第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地
長さ一メートル 一年につき	長さ一メートル 一年につき	長さ一メートル 一年につき	長さ一メートル 一年につき	一本一年 につき	一本一年 につき	一本一年 につき	一本一年 につき	一本一年 につき	一本一年 につき	一本一年 につき	一本一年 につき	一本一年 につき
五 円	六 円	八 円	十一 円	五十七 円	五十九 円	六十六 円	八十三 円	百十 円	千二百 円	千三百 円	千四百 円	千八百 円

変圧器 路上に設ける				地下に設ける 電線その他の 線類											
第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地		第四級地		第三級地		第二級地		第一級地		第五級地	
一個一年につき	一個一年につき	一個一年につき	一個一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき
五百八十円	六百五十円	八百十円	千円	三円	三円	三円	三円	四円	六円	五円	五円	五円	五円	五円	五円

変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所			地下に設ける 変圧器				
第一級地	第二級地	第三級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
一個一年 につき	一個一年 につき	一個一年 につき	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	一個一年 につき
二千二百円	千六百円	千三百円	三百四十円	四百九十円	三百九十円	三百五十円	五百六十円

				箱				郵便差出箱及び 信書便差出																															
第四級地				第三級地				第二級地				第一級地																											
表示面積	一平方	メートル	一年につ	表示面積	一平方	メートル	一年につ	表示面積	一平方	メートル	一年につ	表示面積	一平方	メートル	一年につ	表示面積	一平方	メートル	一年につ	表示面積	一平方	メートル	一年につ																
七百五十円				千八百円				四千九百円				六千七百円				四百八十円				五百円			五百五十円				六百九十円			九百五十円			千円				千円		

第三十二条第一項第二号に																							
外径が○・○七メートル未	その他のもの																						
第一級地	第五級地		第四級地		第三級地		第二級地		第一級地		第五級地												
長さ一米ートル	き	一年につメートル一平方	占用面積	き	一年につメートル一平方	占用面積	き	一年につメートル一平方	占用面積	き	一年につメートル一平方	占用面積	き	一年につメートル一平方	表示面積	一平方	メートル	一年につ	き	表示面積	一平方	メートル	き
四十七円	千百円		千百円		千三百円		千六百円		二千二百円		三百九十円												

										掲げる物件に係る道路占用料
										満のもの
の 外径が〇・〇 七メートル以 上〇・一メー トル未満のも の										
第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地			
長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ
三十五円	三十九円	四十九円	六十八円	二十四円	二十五円	二十七円	三十四円			

外径が〇・一メートル以上〇・二メートル未満のもの		第一級地		第五級地		第四級地		第三級地		第二級地		第一級地		第五級地	
長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル
九十九円	百三十円		五十一円		五十三円		五十九円		七十四円		百円		三十四円		

								メートル以上 ○・四メー ル未満のもの	
								外径が○・四 メートル以上 ○・七メー ル未満のもの	
第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地		
長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き
二百五十円	二百七十円	三百四十円	四百七十円	百三十円	百四十円	百五十円	百九十円		

の 外 径 が 一 メ ー ト ル 以 上 の も の		満 の も の									
		第一級地		第二級地		第三級地		第四級地		第五級地	
長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル	長さ一メートル
九百九十円	千三百円	千三百四十円	千三百五十円	三百九十円	四百九十円	六百八十円	二百四十円				

第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設に係る道路占用料

第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地
					長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき
占用面積 千 百 円	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	占用面積 一平方 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き	長さ一 メートル 一年につ き
	千 百 円	千 三 百 円	千 六 百 円	二 千 二 百 円	六 百 八 十 円	七 百 十 円	七 百 九 十 円

										第三十二条第一項第五号に掲げる施設に係る道路占用料							
										地下室			地下街及び地				
										上空に設ける通路							
第三級地			第二級地			第一級地			階数が三以上のもの			階数が二のもの			階数が一のもの		
占用面積 一平方メートル 一年につき			占用面積 一平方メートル 一年につき			占用面積 一平方メートル 一年につき			占用面積 一平方メートル 一年につき			占用面積 一平方メートル 一年につき			占用面積 一平方メートル 一年につき		
九百円			二千四百円			三千三百円			Aに〇・〇一を乗じて得た額			Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		

										地下に設ける 通路					
第五級地		第四級地		第三級地		第二級地		第一級地		第五級地		第四級地			
一平方	占用面積	き	メートル	一平方	占用面積	き	メートル	一平方	占用面積	き	メートル	一平方	占用面積	き	
	百十円				二百二十円				千四百円				百九十円		三百七十円

料 係る道路占用 掲げる施設に 一項第六号に 第三十二条第						その他のもの	
						祭礼、縁日そ 他の催しに の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	
	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	
き	占用面積 一平方 メートル 一日につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	メートル 一年につ
	六十七円	千百円	千百円	千三百円	千六百円	二千二百円	

			その他のもの																												
第三級地			第二級地			第一級地			第五級地			第四級地			第三級地			第二級地													
メートル	一平方	占有面積	き	一月につ	メートル	一平方	占有面積	き	一月につ	メートル	一平方	占有面積	き	一日につ	メートル	一平方	占有面積	き	一日につ	メートル	一平方	占有面積	き	一日につ	メートル	一平方	占有面積				
		百八十円					四百九十円					六百七十円					三						七				十八				四十九円

道路法施行令
 (昭和二十七年政令第四百七十九号。以下この項において「政令」という。)第七條第一号に掲げる物件に係る道路占用料

看板
 一時的に
 設けるもの
 除く。

第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地
表示面積 き	表示面積 一平方 メートル 一月につ	表示面積 一平方 メートル 一月につ	表示面積 一平方 メートル 一月につ	表示面積 一平方 メートル 一月につ	表示面積 一平方 メートル 一月につ	表示面積 一平方 メートル 一月につ
三十九円	七十五円	百八十円	四百九十円	六百七十円	三十九円	七十五円

標識		その 他の もの						
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	第一級地	第二級地
第二級地	第一級地	表示面積 一平方 メートル 一年につ き	表示面積 一平方 メートル 一年につ き	表示面積 一平方 メートル 一年につ き	表示面積 一平方 メートル 一年につ き	表示面積 一平方 メートル 一年につ き	表示面積 一平方 メートル 一年につ き	表示面積 一平方 メートル 一月につ き
千三百円	千八百円	三百九十円	七百五十円	千八百円	四千九百円	六千七百円		

第二級地			第一級地			第五級地			第四級地			第三級地			第二級地			
その面積	一平方メートル	一月につき	その面積	一平方メートル	一月につき	その面積	一平方メートル	一日につき	その面積	一平方メートル	一日につき	その面積	一平方メートル	一日につき	その面積	一平方メートル	一日につき	
百八十円			四百九十円			六百七十円			三円			七円			十八円			四十九円

事用施
 設であ
 るもの
 を除く。
)

政令第七條第 四号に掲げる 工施用施設及 び同条第五号	政令第七條第 三号に掲げる 施設に係る道 路占用料	二号に掲げる 工作物に係る 道路占用料				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
一月につ メートル	一年につ メートル	一年につ メートル	一年につ メートル	一年につ メートル	一年につ メートル	一年につ メートル
占用面積 一平方	占用面積 一平方	占用面積 一平方	占用面積 一平方	占用面積 一平方	占用面積 一平方	占用面積 一平方
六百七十円	Aに〇・〇 三三を乗じ て得た額	千三百円	千六百円	千三百円	千六百円	千六百円

		に掲げる工事 用材料に係る 道路占用料		政令第七条第 六号に掲げる 仮設建築物及 び同条第七号 に掲げる施設 に係る道路占 用料		
第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地
占用面積 一平方 き	占用面積 一平方 メートル 一月につ き	占用面積 一平方 メートル 一月につ き	占用面積 一平方 メートル 一月につ き	占用面積 一平方 メートル 一月につ き	占用面積 一平方 メートル 一月につ き	占用面積 一平方 メートル 一月につ き
百三十円	百六十円	二百二十円	三十九円	七十五円	百八十円	四百九十円

					政令第七条第 八号に掲げる 施設に係る道 路占用料																			
					トンネルの上 又は高架の道 路の路面下 (当該路面下 の地下を除 く。)に設け るもの																			
					第五級地																			
					第四級地																			
					第一級地																			
					第二級地																			
					第三級地																			
					第四級地																			
き	一年につ	メートル	一平方	占用面積	き	一年につ	メートル	一平方	占用面積	き	一年につ	メートル	一平方	占用面積	き	一月につ	メートル	一平方	占用面積	き	一月につ	メートル	一平方	占用面積
				Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額					Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額					Aに〇・〇 一四を乗じ て得た額					百十円					百十円

政令第七條第九号に掲げる施設に係る道	建築物	その他のもの	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの			上空に設けるもの	第五級地
			階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの		
第一級地	第一級地	第一級地	第一級地	第一級地	第一級地	第一級地	第一級地
メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積
一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル	一平方メートル
一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき
得た額	得た額	得た額	得た額	得た額	得た額	得た額	得た額
Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇
一を乗じて得た額	三三を乗じて得た額	一を乗じて得た額	〇八を乗じて得た額	〇五を乗じて得た額	二三を乗じて得た額	二三を乗じて得た額	二三を乗じて得た額

			政令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場に係る道路占用料											
			その他のもの			建築物								
第三級地			第二級地			第一級地			第五級地			第四級地		
占用面積	一平方メートル	一年につき	占用面積	一平方メートル	一年につき	占用面積	一平方メートル	一年につき	占用面積	一平方メートル	一年につき	占用面積	一平方メートル	一年につき
Aに〇・〇 一二を乗じて得た額			Aに〇・〇 一を乗じて得た額			Aに〇・〇 〇八を乗じて得た額			Aに〇・〇 一六を乗じて得た額			Aに〇・〇 一三を乗じて得た額		
き			き			き			き			き		

				路占用料		政令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物に係る道路占用料							
				路占用料		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの							
第五級地		第四級地		第三級地		第二級地		第一級地		第五級地		第四級地	
占用面積 一平方メートル		占用面積 一平方メートル		占用面積 一平方メートル		占用面積 一平方メートル		占用面積 一平方メートル		占用面積 一平方メートル		占用面積 一平方メートル	
Aに〇・〇 二三を乗じて得た額		Aに〇・〇 一九を乗じて得た額		Aに〇・〇 一六を乗じて得た額		Aに〇・〇 一四を乗じて得た額		Aに〇・〇 一一を乗じて得た額		Aに〇・〇 一六を乗じて得た額		Aに〇・〇 一三を乗じて得た額	

			政令第七条第 十三号に掲げ る施設に係る 道路占用料			政令第七条第 十二号に掲げ る器具に係る 道路占用料								
			の 下に設けるも る。の路面 ものに限 道路（高架の は自動車専用 車国道若しく 又は高速自動 トンネルの上						上空に設けるもの					
第四級地			第三級地			第二級地			第一級地					
占用面積 き			占用面積 一平方 メートル 一年につ			占用面積 一平方 メートル 一年につ			占用面積 一平方 メートル 一年につ			占用面積 一平方 メートル 一年につ		
Aに〇・〇			Aに〇・〇 一六を乗じ て得た額			Aに〇・〇 一四を乗じ て得た額			Aに〇・〇 三三を乗じ て得た額			Aに〇・〇 二三を乗じ て得た額		

			第五級地	
	上空に設けるもの	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ
その他のもの	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ	占用面積 一平方 メートル 一年につ
	占用面積 Aに○・○ 二三を乗じ て得た額	占用面積 Aに○・○ 二三を乗じ て得た額	占用面積 Aに○・○ 二三を乗じ て得た額	占用面積 Aに○・○ 二三を乗じ て得た額

別表第一道路法（昭和二十七年法律第百八十号）に基づくものの項の摘要第三号中「、四街道市及び白井市」を「及び四街道市」に改め、「印西市」の下に「、白井市」を、「栄町」の下に「並びに長生郡一宮町」を加え、「長生郡一宮町、睦沢町」を「長生郡睦沢町」に改め、同表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料の目の次に次のように加える。

居住環境向上 用途誘導地区 における建築 物の建蔽率又 は壁面の位置 の特例許可申 請手数料	第六十条の二の二第一項 第二号の規定による建築 物の建蔽率又は壁面の位 置に関する特例の許可の 申請に対する審査	一件につ き	十六万円
--	--	-----------	------

居住環境向上 用途誘導地区 における建築 物の高さの特 例許可申請手 数料	第六十条の二の二第三項 ただし書の規定による建 築物の高さに関する特例 の許可の申請に対する審 査	一件につ き	十六万円
--	---	-----------	------

別表第一都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の目中

の の 以 ト メ 平 二 超 ル 一 方 百 が 面 延 物 建 築	の の 以 ト メ 平 二 超 ル 一 方 百 が 面 延 物 建 築
	き 一 件 に つ
	二 万 八 千 円

を

も 下 ル 一 方 千 え を ト メ 平 が 面 延 物 建 築	も 下 ル 一 方 千 超 ル 一 方 百 が 面 延 物 建 築
の の 以 ト メ 平 二 超 ル 一 方 千 超 ル 一 方 百 が 面 延 物 建 築	の の 以 ト メ 平 え を ト メ 平 三 積 べ の 建 築
	き 一 件 に つ
	二 万 七 千 円

に、

の も	の 下	以 ト	ト ル	メ 一	平 方	二 千	超 え	ル を	一 ト	方 メ	百 平	が 三	面 積	延 べ	物 の	建 築
															き	一 件 に つ
															円	十 四 万 二 千

を

も の	下 の	ル 以	一 ト	方 メ	千 平	え 二	を 超	ト ル	メ 一	平 方	が 千	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	下 の	ル 以	一 ト	方 メ	千 平	超 え	ル を	一 ト	方 メ	百 平	が 三	面 積	延 べ	物 の	建 築
																き	一 件 に つ	き	一 件 に つ												
																円	十 四 万 二 千		十 万 八 千 円												

に、

の も	の 下	以 ト	ト ル	メ 一	平 方	二 千	超 え	ル を	一 ト	方 メ	百 平	が 三	面 積	延 べ	物 の	建 築
															き	一 件 に つ
															円	四 十 万 七 千

を

も の	下 の	ル 以	一 ト	方 メ	千 平	え 二	を 超	ト ル	メ 一	平 方	が 千	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	下 の	ル 以	一 ト	方 メ	千 平	超 え	ル を	一 ト	方 メ	百 平	が 三	面 積	延 べ	物 の	建 築
																き	一 件 に つ	き	一 件 に つ												
																円	四 十 万 七 千	千 円	三 十 一 万 七												

に
改
め、
同

項の摘要第一号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、同号ロ中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 三百平方メートルを超え千平方メートル以下の場合 一万七千円

別表第一都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項の摘要第二号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、同号ロ中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 三百平方メートルを超え千平方メートル以下の場合 十四万六千円

別表第一都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項の摘要第三号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、同号ロ中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 三百平方メートルを超え千平方メートル以下の場合 一万七千円

別表第一都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項の摘要第四号の表三百平方メートル以下のもの項の次に次のように加える。

三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	十万八千円	三十一万七千円
-------------------------	-------	---------

別表第一都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項の摘要第四号の表三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの項中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくものの項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の目第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節を次のように改める。

第十條	建築モデル建築	一件につき	二万六千円
第二條	物エル建築物の	き	
第一項	エネルギー建築物	延べ	
項又	ギー基準面積		
は第	消費Bに	が三	
十三	性能よる	百平	
條第	適合場合	方メ	
二項	性判	ト	
の規	定に	ル以	

審 係 定 性 適 性 消 ぎ ネ 物 建 よ 定
査 る に 判 合 能 費 ー ル エ 築 る に

あ の る 供 み の る 定 事 て と 用 す に れ 他 そ 倉 工 場 が じ 。 同 お 節 こ 以 下 。 限 分 宅 物 建 築 よ 定
る で も す に の も め が 知 し 途 る 類 ら こ の 庫 場 、 () い に の 下 。 限 分 宅 物 建 築 よ 定

上 五	ル 以	ト	方 メ	千 平	が 二	面 積	延 べ	物 の	建 築	の	の	未	ト	メ	平	二	以	ト	メ	平	が	面	延	物	建	の	の	未	ト	メ	平	上	
							き		一 件 に つ														き		一 件 に つ								
									九 万 三 千 円																三 万 七 千 円								

場
合

万 上 ル 1 方 万 が 面 延 物 建 五 二 以 ト メ 平 一 積 ベ の 築	も 満 ル 1 方 万 上 ル 1 方 千 が 面 延 物 建 の の 未 ト メ 平 一 以 ト メ 平 五 積 ベ の 築	も 満 ル 1 方 千 の の 未 ト メ 平
き 一 件 に つ		き 一 件 に つ
円 十 七 万 三 千		十 四 万 円

	その他 の場合		
の未トメ平上ル一方百が面延物建 も満ル一方千以トメ平三積べの築	き 一件に つ	も上ル一方千万が面延物建 のの以トメ平五二積べの築	も満ル一方千 のの未トメ平
	三 万 円	千 円	二 十 一 万 五

建築物の延べ面積が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	の
き 一件につ	き 一件につ	
九万九千円	四万二千円	

も満ル1方千万上ル1方万が面延物建築 のの未トメ平五二以トメ平一積べの建築	も満ル1方万上ル1方千が面延物建築 のの未トメ平一以トメ平五積べの建築
き 一件につ	き 一件につ
十八万千円	円 十四万七千

千 平	が 五	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	満 未	ル ト	一 メ	方 平	千 上	五 以	ル ト	一 メ	方 平	千 が	二 積	面 積	延 べ	物 の	建 築	の の	未 満	ト ル	一 方	平 二	千 上	以 ル	ト 一	メ 方	平 方	
			き		一 件 に つ														き		一 件 に つ											
					三 十 万 円																二 十 三 万 円											

万が面延物建 五二積べの築	も満ル一方千上万上ル一方万が面延物建 のの未トメ平五二以トメ平一積べの築	も満ル一方万上万上ル一方 のの未トメ平一以トメ
き 一件につ		き 一件につ
千円 四十二万三		円 三十六万千

											場 他 そ 合 の の																						
平 方 千	二 千 上	以 上	ト ル	メ 一	平 方 千	が 千	面 積	延 べ	物 の	建 築	の の も	未 満	ト ル	メ 一	平 方 千	上 千	ル 以	一 ト	方 メ	百 平	が 三	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	上 の	ル 以	一 ト	方 メ	千 平		
								き	一 件 に つ														き	一 件 に つ									
								千 円	三 十 五 万 八														千 円	二 十 七 万 七									

建物の延べ面積が五平方メートル以上一平方メートル未満	建築物の延べ面積が二平方メートル以上五平方メートル未満	建築物の延べ面積が二平方メートル未満
一件につき 千円	一件につき 円	五十二万九千円
六十二万九千円	五十二万九千円	五十二万九千円

もの上ル1方千万が面延物建 のの以トメ平五二積ベの築	も満ル1方千万上ル1方万が面延物建 のの未トメ平五二以トメ平一積ベの築	も満ル1 のの未ト
き 一件につ	き 一件につ	
千円 八十四万八	千円 七十四万三	

別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくものの項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の目中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に、

も満ル1方千上ル1方百が面延物の建築 のの未トメ平二以トメ平三積べの	き 一件につ
	二万六千円

を

のの未トメ平二以トメ平が面延物の建築 も満ル1方千上ル1方千積べの	き 一件につ	のの未トメ平上ル1方百が面延物の建築 も満ル1方千以トメ平三積べの	き 一件につ
	二万六千円		一万六千円

に、

も満ル1方千上ル1方百が面延物の建 のの未トメ平二以トメ平三積べの築	き 一件につ
	円 十四万二千

を

のの未トメ平二以トメ平が面延物の建 も満ル1方千上ル1方百が面延物の建	き 一件につ	のの未トメ平上ル1方百が面延物の建 も満ル1方千以トメ平三積べの築	き 一件につ
	円 十四万二千		円 十万八千円

に、

建築物の延べ面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル未満のもの
き	き
千円	千円

を

建築物の延べ面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が千平方メートル未満のもの
き	き
千円	千円

に改め、
同

項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の目中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の目中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に、

建築物の延べ面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル未満のもの
き	き
	二万六千円

を

建築物の延べ面積が千平方メートル以上二平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が千平方メートル未満のもの
き	き
二万六千円	一万六千円

に、

も満ル1方千上ル1方百が面延物の建 のの未トメ平二以トメ平三積べの築	き 一件につ
	円 十四万二千

を

のの未トメ平二以トメ平が面延物の建 も満ル1方千上ル1方百が面延物の建	き 一件につ	のの未トメ平上ル1方百が面延物の建 も満ル1方千以トメ平三積べの築	き 一件につ
	円 十四万二千		円 十万八千円

に、

も満ル1方千上ル1方百が面延物の建	のの未トメ平二以トメ平三積べの築
	き 一件につ
	千円 三十五万八

を

のの未トメ平二以トメ平が面延物の建	のの未トメ平上ル1方百が面延物の建
のの未トメ平二以トメ平が面延物の建	のの未トメ平三積べの築
	き 一件につ
	千円 三十五万八
	き 一件につ
	千円 二十七万七

に改め、
同

項の摘要第十四号中「第三十条第二項（第三十一条第二項）を「第三十五条第二項（第三十六条第二項）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前においてなされた道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項又は第三項の規定による許可で当該許可の期間が同日以後にわたるものうち、改正後の使用料及び手数料条例の規定を適用した場合の道路占用料の額が、改正前の使用料及び手数料条例の規定を適用したとした場合の道路占用料の額に一・二を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超えるものに係る令和三年度における道路占用料の額は、改正後の使用料及び手数料条例の規定にかかわらず、調整占用料額を限度として知事が別に定める。

調理師による県民の食生活の向上に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

調理師による県民の食生活の向上に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

調理師による県民の食生活の向上に関する条例の一部を改正する
条例

調理師による県民の食生活の向上に関する条例（平成二十六年千葉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「寄宿舍、学校、病院等」を「県内」に、「食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号、第十四号若しくは第三十二号に掲げる営業（県内の施設又は営業に限る。）」を「営業であつて次の各号に掲げるもの（」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 寄宿舍、学校、病院等の施設
- 二 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号、第四号、第二十五号又は第二十六号に掲げる営業（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

議案第五十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第四号イ中「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に改める。

第一百一条第一項中「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」を「人材育成センター（以下「人材育成センター」に改め、同項第三号及び第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例

千葉県安心こども基金条例（平成二十一年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第五十六号

千葉県立農業大学校設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県立農業大学校設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県立農業大学校設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県立農業大学校設置管理条例（平成二十三年千葉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

（設置の特例）

3 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間のうち規則で定める期間における第二条の規定の適用については、同条中「東金市」とあるのは、「東金市、山武市」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴 木 栄 治

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する 条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年千葉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」を「。以下「給特法」という。」第三条」に改め、「含む。」の下に「並びに給特法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第一項及び第二項」を加える。

第三条第三項中「第七条」を「第十条」に改める。

第七条第一項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年千葉県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第八条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等）

第十一条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の勤務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

第六条の次に次の三条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第七条 教育委員会（千葉県教育委員会及び市町村教育委員会をいう。以下同じ。）は、その勤務を監督する義務教育諸学校等の教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある教育職員については、教育委員会が学校教育施設

行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により定める当該教育職員の所属する学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年千葉県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第二条（第五項を除く。）及び第三条の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日（勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容（同項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。）に従つた週休日）を設け、及び対象期間（その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間（勤務時間条例第二条第一項から第四項までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）となるように週休日及び勤務時間の割振りを定める期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の全部又は一部を含むものとする。以下同じ。）として定められた期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。

3 第一項の人事委員会規則においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りの定めにより勤務させることができる教育職員の範囲

二 対象期間

三 対象期間を定めることができる期間の範囲

四 第二号の対象期間の起算日

五 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）

六 前号の特定期間の起算日

七 対象期間における勤務日（第一項の規定により勤務時間を割り振る日をいう。以下同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日数及び総勤務時間）

4 教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日

ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合には、同項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

6 教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和二年文部科学省令第二十六号）第六条第一項の規定により文部科学大臣が指針（給特法第七条第一項に規定する指針をいう。以下同じ。）に定める措置（次条第一項において「措置」という。）を講ずるものとする。

7 教育委員会が第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合におけるその対象となつた教育職員についての次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条第一項	勤務時間条例 第十条第一項	第七条第七項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第十条第一項
給与条例第二 条第一項	正規の勤務時 間（	正規の勤務時間及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（以下「給特条例」という。）第七条第一項の規定により割り振られた勤務時間（
給与条例第七 条第四項	第五条	第五条（給特条例第七条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに給特条例第七条第一項
給与条例第十 五条第一項	勤務時間条例 第十条第一項	給特条例第七条第七項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第十条第一項
給与条例第十 九条の二第一 項	第三条第一 項、第四条及 び第五条	給特条例第七条第七項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第五条及び給特条例第七条第一項
職員団体のた めの職員の行 間、休暇等に	職員の勤務時 間、休暇等に	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第七条第七項の規定により読

<p>為の制限の特 例に関する条 例（昭和四十 一年千葉県条 例第二十三 号）第二条第 四号</p>	<p>関する条例第 十条第一項</p>	<p>み替えて適用する職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十条第一項</p>
<p>勤務時間条例 第五条</p>	<p>第三条第一項 又は前条</p>	<p>第三条第一項若しくは前条又は義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（以下「給特条例」という。）第七条第一項</p>
<p>勤務時間条例 第八条第一項</p>	<p>第三条第二項 又は前条</p>	<p>第三条第二項若しくは前条又は給特条例第七条第一項</p>
<p>勤務時間条例 第十条第一項</p>	<p>第二条から第 五条まで</p>	<p>給特条例第七条第七項の規定により読み替えて適用する第五条及び給特条例第七条</p>
<p>勤務時間条例 第十二条第四 項</p>	<p>勤務日等に 一週間ごとの 勤務日の日数 又は勤務日ご との勤務時間 の時間数が同 一でない育児 短時間勤務職 員等、再任用 短時間勤務職 員及び任期付 短時間勤務職 員</p>	<p>割振日（ 給特条例第七条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた職員</p>
<p>勤務日等（</p>	<p>割振日（</p>	<p>割振日（第三条第二項、第四条若しくは第五条（給特条例第七条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は給特条例第七条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）に</p>

(義務教育諸学校等の教育職員に対する勤務することを要しない時間の指定)

第八条 教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間として定められた期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、措置を講ずることができなくなつた場合又は措置を講ずることができなくなることが明らかとなつた場合において、当該措置を講ずることができなくなつた日又は当該措置を講ずることができなくなることが明らかとなつた日以降において四週間を超えない期間につき一週間当たり通常の勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間があるときは、当該教育職員に対して、同項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日(勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに前条第七項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を人事委員会規則で定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員の当該期間における当該指定された時間を除く正規の勤務時間(勤務時間条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間及び前条第一項の規定により割り振られた勤務時間をいう。以下同じ。)が当該期間を平均し一週間当たり通常の勤務時間となるようにするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、当該指定された勤務することを要しない時間における勤務は、第十条第一項に規定する時間外勤務とみなして、同条の規定を適用する。

3 教育委員会が第一項の規定により勤務することを要しない時間を指定した場合における当該時間を指定された教育職員についての次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

前条第七項の規定により読み替えて適用する給与条例第十五条第一項	休暇である場合	休暇である場合、給特条例第八条第一項の規定により勤務することを要しない時間として指定された時間である場合
---------------------------------	---------	--

<p>前条第七項の規定により読み替えて適用する給与条例第十九条の二第一項</p>	<p>前条第七項の規定により読み替えて適用する給与条例第十九条の二第一項</p>	<p>前条第七項の規定により読み替えて適用する給与条例第十九条の二第一項</p>
<p>職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）第十一号の二第二項第三号</p>	<p>年末年始の休日等若しくは人事委員会規則で定める日</p>	<p>年末年始の休日等、人事委員会規則で定める日若しくは義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第八号第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部を勤務することを要しない時間として指定された日</p>
<p>職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第二条第二号</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第八号第一項の規定により勤務することを要しない時間として指定された時間</p>
<p>前条第七項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第十条第一項</p>	<p>休日を除く</p>	<p>休日及び給特条例第八号第一項の規定により勤務することを要しない時間を指定された日を除く</p>

（人事委員会規則への委任）

第九条 前二条に規定するもののほか、義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県学校職員定数条例（平成十一年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一一、五四二人」を「一一、三三五人」に改め、同条第二号中「二五、五二九人」を「二五、六九五五人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

議案第五十九号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年一月二十九日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表千葉県立佐原病院の項中「二四一床」を「一九九床」に改める。

別表診療料の項健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。以下「非紹介初診」という。）の目千葉県立佐原病院の節を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。